

文京学院大学・短期大学倫理綱領

文京学院大学・短期大学（以下「本学」という）は、建学の精神に則り教育基本法ならびに学校教育法に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授し、もって社会の発展に寄与する有為な人材を育成することを目的としている。

これらの目的達成のために、本学教職員は「文京学園教職員倫理憲章」を、本学学生は「学生生活指針」を遵守し、以下の倫理綱領に従わなければならない。

1. 良心に基づく活動

本学教職員・学生は、研究・教育・地域活動の全てにわたって、社会的責任を自覚し、関係する人、一人ひとりの幸福と福祉のために、良心に基づく行為や活動を行わなければならない。

2. 研修・教育

本学教職員・学生は、研究・教育・地域活動の実践に際し、自らの知識、能力、技術の水準を自覚するとともに、常にこれらの向上に努めなければならない。

3. 人権の尊重

本学教職員・学生は、研究・教育・地域活動に際し、個人の人権を尊重し、プライバシーを侵害することのないよう十分配慮しなくてはならない。

研究・相談・援助・実習上の人間関係を私的な目的のために利用してはならない。また、学外の実習、研修機関に対して、学生個人情報守秘について理解を求め、その徹底をはかる。

4. 守秘義務

本学教職員・学生は、研究・教育・地域活動で取得した情報や資料を厳重に管理し、個人の判断で、みだりにこれを第三者に提供してはならない。公開、公表する場合は、事前に対象者の了解を得るだけでなく、公正を期し、社会的影響について責任をもたなければならない。

5. 倫理委員会の審議

本学教職員・学生は、この倫理綱領に照らして疑義がある場合や、研究・教育・地域活動において倫理的に検討を要すると思われる場合は、その旨、倫理委員会に申し出て、その審議をもとめなければならない。

付 則

- 1 この倫理綱領は、平成16年4月1日から施行する。

文京学院大学・短期大学倫理委員会規則

（目 的）

第1条 この規則は、文京学院大学・短期大学（以下「本学」という）の教職員・学生の教育、研究、地域活動が、本学教職員倫理憲章ならびに学則に掲げる目的の精神に則り、倫理的に実践されることを目的とするものである。

（対 象）

第2条 この規則による審査の対象は、本学の教職員・学生が実践する教育、研究、学生生活支援活動、地域活動等のうち、以下により申請されたものとする。

（1）各学部長、大学院研究科委員長、短大学科長または本学各研究機関・委員会等の長から申請があった場合

（2）本学教職員から申請があった場合

（3）教育、研究、学生生活支援活動、地域活動等の対象となる個人（以下「対象者」）から申請があった場合

（4）学長が必要と認めた場合

（倫理委員会の設置）

第3条 前条の申請について審査を行うために、大学に倫理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（委員会の組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

（1）副学長、学部長、大学院研究科委員長、短期大学学科長、総合研究所長および事務局統括ディレクター（事務局長）

（2）前号に記載された者を除く教授6名。

2 前項第2号の委員は、大学運営会議の議を経て学長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。また、第9条第3号に定める委員との兼任は妨げない。

3 委員会に委員長および副委員長を置く。

（1）委員長には、学長が指名する副学長をこれに充てる。

（2）副委員長は、学部長、研究科委員長、短大学科長の内から委員長の指名する者1人をこれに充てる。

（3）委員長および副委員長の任期は2年として再任を妨げない。

4 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

5 委員長が必要と認める場合には、委員以外の専門家等を委員会に出席させ意見を聞くことができる。

6 委員長は、委員会の審議結果を、大学運営会議に報告するものとする。

（委員会の責務）

第5条 委員会は、本規則の対象となる事項に関し、規定の手続きを経た申請について審査する。審査に当たっては、特に次の各号に掲げる点に留意しなければならない。

（1）教育、研究、学生生活支援活動、地域活動等の対象となる個人（以下「対象者」）の人権の擁護

（2）前号によって生じる対象者の不利益と教育、研究、地域活動等の利益あるいは貢献の予測

（3）対象者の理解と同意

(議 事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、第4条第1項第1号および第2号に定める委員のそれぞれ3分の2以上の出席がなければ議事を行うことができない。

3 委員会は、審査に当たって申請者の出席を求め、申請内容の説明を受け討議に加えることができる。ただし、申請者を審査の判定に加えることはできない。

4 委員長は、審査に必要な場合は、参考人の出席を求め、その意見を聴することができる。

5 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、無記名投票により3分の2以上の同意をもって判定することができる。また、申請者が委員である場合には、その委員は判定に加わることができない。

6 判定は、次に掲げるいずれかの表示による。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

7 委員長は、審査経過および判定結果を学長に報告しなければならない。

8 学長が必要と認める場合は、審査経過および判定結果を公表することができる。

9 委員長は、審査経過および判定結果を記録として保存しなければならない。

(申請手続きおよび判定の通知)

第7条 審査を申請しようとする者は、様式1による申請書に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、審査後速やかに、様式2による判定結果通知書により申請者に通知しなければならない。

3 前項の通知に当たって、審査判定が、前条第6項第3号、第4号または第5号の場合は、その理由を記載しなければならない。

4 すでに公表等によって、人権の侵害を受けたと判定される場合は、当該者への謝罪と訂正記事の掲載等の適正な事後措置をとるように勧告する。

(学部部会の設置)

第8条 次の各号に掲げる事項を審査するために、経営学部、人間学部および外国語学部・短期大学に、それぞれ学部部会を設置する。

(1) 学部学生・大学院研究科学生・短期大学学生が直接個人を対象に調査、検査、研究する活動で、対象者の人権、保護者の同意等に関して問題を疑われる事例について

(2) 学部学生・大学院研究科学生・短期大学学生が直接個人を対象にする調査、検査、研究する場合の、倫理的な問題が予想されるテーマの計画、実施または結果等の発表の可否について

2 前項の部会は、次により申請された場合審査の対象とする。

(1) 学科長または専攻主任から申請があった場合

(2) 学生の調査、検査、研究等を指導する教員から申請があった場合

(3) 学部長・短大学科長または研究科委員長が必要と認めた場合

(4) 調査、検査、研究の対象となる個人(以下「対象者」)から申請があった場合

(5) 学長が必要と認めた場合

(学部部会の組織等)

第9条 学部部会は、それぞれ学部ごとに定めるものにより組織するものとする。

(1) 部会長：研究科委員長（外国語学部は学部長）

(2) 副部会長：学部長（外国語学部は短大学科長）

(3) 委員：研究科委員会、教授会で選出された教員5名

2 前項第3号に定める委員は、各学部教授会、研究科委員会の議を経て選出し、大学運営会議に報告し、各学部部会長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。3部会長に事故があるときは、副部会長が職務を代行する。

4 部会長は、必要に応じ、他学部部会長にオブザーバーとして出席を要請できる。

(学部部会の責務等)

第10条 学部部会の責務、議事、申請手続きおよび判定の通知は、第5条、第6条および第7条と同様とする。

(学部部会の審査結果の報告)

第11条 学部部会の部会長は、審査の結果を速やかに委員長に報告することとする。

(規則の改正等)

第12条 この規則の改正および実施等に当たって必要な事項は、倫理委員会で定める。

(庶務)

第13条 倫理委員会に関する事務は、大学事務局学生支援センター長が行う。学部部会に関する事務は、各学部の教務グループマネージャーが行う。

付 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。